

正しい医療の

かかり方



同じ病気で複数の病院に通ったり、必要以上に薬をもらったりしていませんか。

このような行為を「重複受診」「多受診」といい、場合によっては薬の飲み合わせなどが原因で健康に悪影響を及ぼす可能性があります。

病院を転々としてしまうと、それまでの治療は中断してしまいます。最初から検査をやり直さなければならぬこともあり、病気を長引かせたり、医療費の負担が増えてしまうこともあります。

健康増進課では、国民健康保険の被保険者で**重複・多受診**の可能性がある方を対象に、職員が電話や訪問で正しい医療のかかり方についてご相談に応じます。かかりつけ医療機関を持つことや、お薬手帳の活用についてご一考ください。

この他、特定健診・特定保健指導による生活習慣病予防対策や、医療費通知、シエネリック差額通知をおこなっています。みなさまと一緒に適正な受診による健康と医療費軽減を考えていきますのでよろしく願います。

問合せ先 健康増進課国保年金係

☎23922

知って安心・お得な 国民年金



国民年金保険料控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、市県民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

このため、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が、11月上旬に日本年金機構本部よりハガキで送付されます。申告するときまで大切に保管してください。

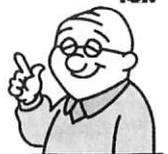
国民年金保険料後納制度について

平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、納め忘れた国民年金保険料を10年間遡って納めることができます。保険料の後納を希望される方は、事前に申込みが必要です。ただし、審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。

申込み・問合せ先 三島年金事務所

☎05519731166

下田市高齢者見守り隊 協力事業所募集



下田市は「高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活ができる」ことを目指しています。

平成23年度の統計によると市内の65歳以上の方8,206人の内、4,496人の方が独居高齢者のみの世帯で生活しています。ご近所の方が気にして下さってもなかなか毎日の見守りは難しいものです。

高齢者のお住まいを訪問する機会のある事業所や、高齢者が来店する事業所の皆さん、見守りネットワークに参加しませんか。

高齢になっても安心して生活できる地域づくりを一緒に目指しましょう。

参加事業所には業務の範囲内で高齢者を見守りしていただき、気づきがありましたら地域包括支援センターに連絡をお願いします。

ご協力いただける事業所には「協力事業所証」とキヤップ・腕章・のぼり旗を配布いたします。

問合せ先 下田市地域包括支援センター

☎22077